

議案第 3 号

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会規約の廃止について

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会規約を廃止する。

平成23年 3 月24日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 久 野 時 男

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会規約

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 委員（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 役員（第 7 条～第 10 条）
- 第 4 章 総会（第 11 条～第 18 条）
- 第 5 章 幹事会等（第 19 条～第 21 条）
- 第 6 章 事務局（第 22 条～第 24 条）
- 第 7 章 会計（第 25 条～第 29 条）
- 第 8 章 清算（第 30 条）
- 第 9 章 雑則（第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（事務所）

第 2 条 協議会は、事務所を飛島村役場内（愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地）に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、次の業務を行う。

- （ 1 ）連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （ 2 ）連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （ 3 ）連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （ 4 ）前 3 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（委託）

第 4 条 協議会は、前条に規定する業務について、委託することができる。

第 2 章 委員

(協議会の委員)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって充てる委員により組織する。

- (1) 住民及び利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 名古屋港湾事務所長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 愛知県、名古屋市、飛島村、名古屋港管理組合等の関係行政機関の職員で、
各機関の長が指定する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 協議会にオブザーバーを置くことができる。

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所(委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名) に変更があった場合は、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名
- (4) 座長 1 名

2 役員は、委員の中から総会において選任する。

3 役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計状況を監査すること。
- (2) 前号において規定する監査において違法な事実、著しく不当な事実等を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 臨時総会の召集を会長に請求すること（前号の報告をするため必要がある場合に限る。）

4 座長は、会議を進行するとともに、取りまとめを行う。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期又は年度の中途において増員された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期が満了した場合においても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第10条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の5日前までに、当該役員に対し、その旨を書面でもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

（総会の種別等）

第11条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会においては、会長が議長となる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 委員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定による請求があったとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

（総会の招集）

第12条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第1号又は第2号の規定により請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席した委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 協議会規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第3条各号に規定する業務に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

(特別議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、総会において出席者した委員の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 規約の改正

(2) 協議会の解散

(3) 委員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効

とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(重要事項の報告等)

第17条 会長は、連携計画の実施、協議会の運営等に関する重要な事項(第14条及び第15条に規定する事項を除く。)について、総会その他において委員に報告及び協議するものとする。

2 委員は、前項の報告及び協議に関する疑義等については、速やかに、書面をもって会長に提出するものとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数及び氏名並びに第16条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名者の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、事務所に備え付けなければならない。

第5章 幹事会等

(幹事会の構成等)

第19条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、事務局長及び会長が指名する者により組織する。

3 幹事長には、事務局長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

(幹事会の権能)

第20条 幹事会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 総会に付すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項については、前項第 1 号にあっては総会開催の直前に開催する幹事会において、同項第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて開催する幹事会において、それぞれ協議する。

(専門部会)

第21条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員及びその他協議会が必要と認めた者により組織する。

3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第22条 協議会の業務を執行するため、飛島村役場総務部企画課に事務局を置く。

2 事務局に、協議会の庶務を総括して処理させるため、事務局長を置く。

3 事務局長は、飛島村役場総務部長をもって充てる。

(業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

(1) 事務処理規程

(2) 財務規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 協議会は、事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金の取扱い)

第26条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(収支予算)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会に提出しなければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、通常総会の前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 財産台帳

2 監事は、前項に規定する書類を受領したときは、遅滞なくこれを監査し、その結果をまとめた監査報告書を作成し、通常総会の前までに、当該報告書を会長に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これらを事務所に備え付けなければならない。

(報告)

第29条 会長は、通常総会の終了後遅滞なく、次に掲げる書類を、飛島村長に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(3) 前年度末の財産台帳

第8章 清算

(清算手続)

第30条 協議会が解散した場合には、会長であったものが、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配その他の清算行為を行う。

第9章 雑則

(細則)

第31条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 3 月 2 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 6 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 3 月 2 7 日から施行する。